

# 〈専〉 Y I C 京都工科自動車大学校 学 則

## 第 1 章 総 則

### (目 的)

第1条 本校は、教育基本法及び学校教育法に基づき、技術教育を通じての人間教育を教授、実践するとともに良識ある社会人として必要な資質を養い、地域社会の発展に貢献できる心豊かなスペシャリストの養成を目的とする。

### (名 称)

第2条 本校は、〈専〉 Y I C 京都工科自動車大学校という。

### (位 置)

第3条 本校の位置を、京都府京都市下京区油小路通塩小路下る西油小路町27番地に置く。

### (自己点検・評価)

第4条 本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

2. 前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

## 第 2 章 課程、学科、修業年限、定員及び休業日

### (課程、学科、修業年限及び定員)

第5条 本校に次の課程及び学科を置き、修業年限及び定員は、次のとおりとする。

課程名	学科名	修業年限	入学定員	総定員
工業 専門課程	自動車整備科(昼)	2年	60名	120名
	一級自動車整備科(昼)	4年	20名	80名
	国際自動車整備科(昼)	3年	40名	120名
	国際ITビジネス科(昼)	1年	20名	20名

2. 在学期間は、修業年限の2倍を超えることができない。

### (学年、学期)

第6条 本校の学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2. 学期は、次のとおりとする。

前 期	4月1日から 9月30日まで
後 期	10月1日から 3月31日まで

(休業日)

第7条 本校の休業日は、次のとおりとする。

(1) 土曜日、日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）で規定する休日

(3) 夏季休業

7月24日から8月31日まで

(4) 冬季休業

12月23日から1月10日まで

(5) 春季休業

3月10日から4月6日まで

2. 校長は、教育上特に必要であると認めるときは、前項の規定に関わらず、休業日を変更し、または臨時に休業日を定め、もしくは休業日に授業を行うことができる。

### 第3章 教育課程、授業時数及び教職員組織

(教育課程及び授業時数)

第8条 本校の教育課程及び授業時数は、別表1のとおりとする。

2. 別表1に定める授業時数の1単位時間は50分とし、授業時間割上の1時限は1.8時間（90分）とする。

(始業及び終業)

第9条 本校の始業及び終業の時刻は、午前9時から午後4時10分までとする。

2. 校長は、教育上必要と認めるときは、前項の規定に関わらず、始業及び終業の時刻を変更することができる。

(出欠席等)

第10条 出席、欠席、遅刻及び早退等の取扱いについては、別に定める。

(授業の方法)

第11条 授業は、講義、演習、実習のいずれかにより、又はこれらの併用により行うものとする。

2. 前項の授業は、別に定めるところにより、多様なメディアを利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

(履修単位の認定)

第12条 各教科科目に対し、別に定める内規により成績評価を行う。

2. 成績評価の結果、合格とされた場合のみ、単位認定会議を経て当該教科科目の履修単位を認定する。

3. 単位の修得ができなかった科目については、あらためて、その科目を履修しなければならない。

(教職員組織)

第13条 本校に次の教職員を置く。

- |          |          |
|----------|----------|
| (1) 校 長  | 1名       |
| (2) 教 員  | 9名以上     |
| (3) 講 師  | 必要に応じて置く |
| (4) 助 手  | 必要に応じて置く |
| (5) 事務職員 | 3名以上     |

2. 校長は、校務を掌り、所属職員を監督する。

#### 第4章 入学及び休学、退学等

##### (入学資格)

第14条 本校の入学資格は、次のとおりとする。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者
- (3) 文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者
- (5) 修業年限が3年の専修学校の高等課程を修了した者
- (6) 相当年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
- (7) 文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者

##### (入学時期)

第15条 本校の入学時期は、毎年4月とする。

##### (入学選考及び入学手続き)

第16条 本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書に必要事項を記入し、指定期日までに出席しなければならない。

2. 出願者に対しては、書類選考、面接、作文及び適性試験によって、校長が許可する。
3. 本校に入学を許可された者は、入学許可の日から7日以内に第27条に定める入学金を添え、手続きをとらなければならない。

##### (編入学、転入学、再入学及び転科)

第17条 本校への編入学、転入学及び再入学を希望する者については、選考の上、これを許可することがある。

2. 前項の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取り扱い並びに在学すべき年数については、職員会議を経て、校長が決定する。
3. 特別な事由により転科を願い出た者に対して、転科後その学科に必要な授業科目を修得する見込みがあると認めた場合は、校長が転科を許可することがある。

##### (休学及び復学)

第18条 疾病その他止むを得ない事由により、2か月以上休学しようとする者は、休学願を提出し、校長の許可を受けて休学することができる。

2. 休学の期間は、通算して2年（3年制の場合3年、4年制の場合4年）を越えることができない。
3. 休学の期間は、在学期間に算入しない。
4. 休学の事由が消滅し復学しようとする場合は、復学願を提出し、校長の許可を受けて復学することができる。

（退学）

第19条 退学しようとする者は、所定の願書を提出して、校長の許可を受けなければならない。

（除籍）

第20条 次の各号の一に該当する者は、職員会議を経て、校長が除籍する。

- (1) 授業料等の納付金の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (2) 第5条に定める在学年限を越えた者
- (3) 第18条に定める休学期間を越えてなお修学できない者
- (4) 長期間にわたり行方不明の者

（科目等履修生）

第21条 本校において開設する特定の授業科目について履修申請があった場合には、本校の教育に支障がない限り、選考の上、科目等履修生として当該科目の履修を許可することができる。

## 第5章 卒業及び称号

（卒業認定、卒業証書、修了証書）

第22条 第5条に定める修業年限以上在学し、別に定める内規により卒業要件を満たした者は、卒業判定会議を経て校長が卒業を認定する。

2. 校長は、卒業を認定した者に対して、卒業証書（別紙様式1）を授与する。
3. 校長は、一級自動車整備科の2年間の所定の課程を修了した者に対しては、修了証書（別紙様式2）を交付する。

（称号の授与）

第23条 前条の規定及び文部科学省告示に基づき専門士の称号の授与が認められた課程を修了した者に対して、「専門士（工業専門課程）」の称号を授与する。また、高度専門士の称号の授与が認められた課程を修了した者に対して、「高度専門士（工業専門課程）」の称号を授与する。

## 第6章 表彰及び懲戒

（表彰）

第24条 学業、人物、その他について優れ、他の模範となる者に対して、学生表彰委員会を経て、

校長が表彰することができる。

(懲戒)

第25条 学生が本校の規則、命令に背き若しくは本校の秩序を乱し、又は学生としての本分に反する行為があった場合には、学生懲戒委員会を経て、校長はこれを懲戒する。

2. 懲戒は、訓告、戒告及び退学の3種とする。
3. 前項の退学は、次の各号に一に該当する学生に対して行う。
  - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
  - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
  - (3) 正当な理由なくて出席が常でない者
  - (4) 本校の秩序を乱し、その学生としての本分に反した者

(弁償)

第26条 学生が校舎、校具その他の施設、設備を損傷または紛失したときは、校長はその事情によって、その全部または一部を弁償させることがある。

2. 学生が実習先施設等において施設、設備を損傷または紛失したときは、前項と同じくその全部または一部を弁償させることがある。

## 第7章 納付金

(授業料等)

第27条 本校の授業料、入学金及び入学選考料等は、別表2のとおりとする。

(納入及び納入の特例)

第28条 学生がその在籍中は、出席の有無にかかわらず、授業料を所定の期日までに納入しなければならない。

2. 学生が休学したときは、前項の規定にかかわらず、休学期間中の授業料を免除することができる。

(特別奨学生)

第29条 本校に在籍する学生の中で特に成績優秀、かつ品行方正にして本校学生の模範となると判断される者、又は本校入学時において、その入学しようとする者が特に成績優秀で他の入学生の模範となると判断される者に対して、校長はその一定期間における納付金の一部を免除することができる。

(授業料等の返還)

第30条 既に納入した授業料、入学金及び入学検定料は、原則として返還しない。ただし、3月31日以前に入学を辞退した場合には納付金額から入学金を除いた額を返還する。

2. 既納の授業料は、やむを得ない特別な理由がある場合には、1か月以内に限り返還することができる。

## 第8章 その他

(健康診断)

第31条 健康診断は、毎年1回、別に定めるところにより実施する。

(保証人)

第32条 保証人は1名とし、父母又はこれに代わる者とする。

2. 保証人は、独立の生計を営み、保証人としての責務を果たす者でなければならない。

3. 成績表、健康診断結果、学費納入状況等本校が所有する学生に関する個人情報を、学業・学生生活を円滑にするため必要と判断した場合には、当該学生の保証人に対しても通知することがある。

(細則)

第33条 この学則の施行に必要な細則は、校長が別に定める。

附 則

1 この学則は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

1 この学則は、平成20年4月1日から一部改正する。

2 平成19年度までに入学した者については、なお、従前の学則を適用する。

但し、高等課程総合テクノロジー科の2年生及び3年生の定員については各学年120名とする。

また、専門課程自動車整備学科の2年生の定員については100名とする。

3 高等課程においては、平成18年度以降、専門課程においては平成19年度以降の入学生の卒業校名に関しては、Y I C 京都工科専門学校とする。

附 則

1 この学則は、平成20年4月1日から実施する。

附 則

1 この学則は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

1 この学則は、平成21年4月1日から実施する。

2 但し、自動車整備科、二輪自動車整備科、一級自動車整備科、総合建築デザイン学科の時間数変更については、平成20年4月1日から適用する。

附 則

1 この学則は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

1 この学則は、平成22年4月1日から実施する。

2 平成21年度以降の入学生の卒業校名に関しては、〈専〉Y I C 京都工科大学校とする。

附 則

1 この学則は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この学則は、平成22年4月1日から実施する。
- 2 平成21年度までに入学した者については、なお、従前の学則を適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成23年4月1日から実施する。
- 2 自動車整備科、二輪自動車整備科及び一級自動車整備科を除き、平成22年度までに入学した者については、なお、従前の学則を摘要する。

附 則

- 1 この学則は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この学則は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この学則は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この学則は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この学則は、平成27年4月1日から実施する。
- 2 自動車整備科、一級自動車整備科、二輪自動車整備科の平成26年度以前の入学者に関しては従前の学則を適用する。
- 3 工業高等課程及び文化・教養高等課程は平成27年度より休止とする。

附 則

- 1 この学則は、平成28年3月1日から実施する。

附 則

- 1 この学則は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この学則は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この学則は、平成29年4月1日から実施する。
- 2 自動車整備科、一級自動車整備科、二輪自動車整備科の平成28年度以前の入学者に関しては従前の学則を適用する。

附則

- 1 この学則は、平成29年9月1日から実施する。
- 2 自動車整備科、一級自動車整備科、二輪自動車整備科の平成28年度以前の入学者に関しては従前の学則を適用する。

附則

- 1 この学則は、平成30年4月1日から実施する。

附則

- 1 この学則は、平成30年4月1日から実施する。

附則

- 1 この学則は、平成30年4月1日から実施する。

附則

- 1 この学則は、平成31年4月1日から実施する。

附則

- 1 この学則は、令和2年4月1日から実施する。

附則

- 1 この学則は、令和2年4月1日から実施する。

附則

- 1 この学則は、令和2年4月1日から実施する。

附則

- 1 この学則は、令和3年4月1日から実施する。

附則

- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和3年度以前の入学者に関しては従前の学則を適用する。

附則

- 1 この学則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和4年度以前の入学者に関しては従前の学則を適用する。

附則

- 1 この学則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和4年度以前の入学者に関しては第17条第3項を除き従前（令和4年4月22日届出（受理））の学則を適用する。



## 2023年度 自動車整備科(四輪コース・二輪コース) 教育課程

	教育科目	教育内容	教科名	1年生		2年生		合計			
				単位	時間	単位	時間	単位	時間		
国土交通省履修基準	必修科目 (講義)	自動車工学	エンジンの構造、機能	エンジン構造Ⅰ	1	30			1	30	
				エンジン構造Ⅱ	1	30			1	30	
				シャシ構造Ⅰ	1	30			1	30	
				シャシ構造Ⅱ	1	30			1	30	
				電気、電子理論	電気工学Ⅰ	1	30			1	30
					電気工学Ⅱ	1	30			1	30
				自動車の力学、数学	基礎自動車工学Ⅰ	1	30			1	30
					基礎自動車工学Ⅱ	1	30			1	30
					自動車工学			1	30	1	30
					オートメーション基礎	1	30			1	30
		材料、図面	IT・マテリアル	1	30			1	30		
		燃料・潤滑剤	新エネルギー工学			1	30	1	30		
		危険物取扱	危険物	2	48			2	48		
		自動車整備	エンジンの点検、整備	エンジン整備Ⅰ			1	30	1	30	
	エンジン整備Ⅱ					1	30	1	30		
	シャシの点検、整備		シャシ整備Ⅰ			1	30	1	30		
			シャシ整備Ⅱ			1	30	1	30		
	電装の点検、整備		電装整備Ⅰ			1	30	1	30		
			電装整備Ⅱ			1	30	1	30		
	自動車の故障探究	故障探究			1	30	1	30			
機器の構造・取扱い	整備作業機器 測定機器、検査機器	検査機器			1	38	1	38			
自動車検査	道路運送車両の保安基準	検査法			1	30	1	30			
自動車の整備に関する法規	道路運送車両法 道路運送車両法施行規則	法規			1	30	1	30			
学科小計				12	348	12	368	24	716		
必修科目 (実習)	工作作業	手仕上げ工作 機械工作	工作作業実習※	1	26			1	26		
	測定作業	基本計測	測定作業実習※	1	54			1	54		
	自動車整備作業	エンジンの分解、点検、組立 調整、検査、整備、故障探究	エンジン実習Ⅰ	5	160			5	160		
			エンジン実習Ⅱ			5	176	5	176		
		シャシの分解、点検、組立 調整、検査、整備、故障探究	シャシ実習Ⅰ	5	160			5	160		
			シャシ実習Ⅱ			5	176	5	176		
		電装の分解、点検、組立 調整、検査、整備、故障探究	電装実習Ⅰ	5	160			5	160		
			電装実習Ⅱ			5	176	5	176		
	自動車(四輪・二輪)の整備 接客応酬話法	総合実習Ⅰ	2	80			2	80			
	自動車の新機構	総合実習Ⅱ			3	108	3	108			
自動車検査作業	自動車の定期点検整備 自動車の完成検査作業	企業技術講習Ⅰ	2	60			2	60			
		検査作業実習			2	64	2	64			
実習小計				21	700	20	700	41	1,400		
一般教養科目	必修	キャリア基礎力分野	キャリアデザインⅠ	1	30			1	30		
			接客応酬話法Ⅰ			1	30	1	30		
			損害保険募集人			1	30	1	30		
	選択	ビジネス基礎力分野	企業研究	1	30			1	30		
			企業研修			1	30	1	30		
			ビジネス能力			1	30	1	30		
			ビジネス文書力			1	30	1	30		
			基本IT技術	1	30			1	30		
			プレゼンテーション	1	30			1	30		
			論理的思考力			1	30	1	30		
イベントプロデュースⅠ	1	30	1	30	2	60					
		ボランティア活動Ⅰ	1	30	1	30	2	60			
必修・選択科目小計				6	180	8	240	14	420		
合計				39	1,228	40	1,308	79	2,536		

※ 工作作業実習と測定作業実習は2教科の合計で2単位とする。

卒業の要件:必修科目(国土交通省履修基準)65単位および、一般教養科目の必修3単位以上を含む合計68単位以上の履修。

但し、上記の単位を取得した場合であっても、別途国土交通省が定める必要時間数を履修していない場合は、

実技試験の免除及び実務経験の短縮の措置が受けられない。

2023年度 一級自動車整備科 教育課程

教育科目	教育内容	教科名	1年生		2年生		3年生		4年生		合計			
			単位	時間	単位	時間	単位	時間	単位	時間	単位	時間		
必 修 科 目 (講義)	自動車工学	エンジンの構造、機能	1	30								1	30	
		エンジンの構造 II	1	30								1	30	
		シャシの構造 I	1	30								1	30	
		シャシの構造 II	1	30								1	30	
		電気工学 I	1	30								1	30	
		電気工学 II	1	30								1	30	
		基礎自動車工学 I	1	30								1	30	
		基礎自動車工学 II	1	30								1	30	
		自動車工学			1	30							1	30
		オートメーション基礎	1	30									1	30
		I・T・マテリアル	1	30									1	30
	自動車整備	新エネルギー工学			1	30							1	30
		危険物取扱	2	48									2	48
		新自動車工学 E					1	30				1	30	
		新自動車工学 C							1	30		1	30	
		材料 C A D							1			6	6	
		材料 C A D									1	8	8	
		材料 C A D										8	8	
	エンジン整備 I			1	30							1	30	
	エンジン整備 II			1	30							1	30	
	シャシ整備 I			1	30							1	30	
	シャシ整備 II			1	30							1	30	
	電装整備 I			1	30							1	30	
	電装整備 II			1	30							1	30	
	故障診断技術 E			1	30					1	30	1	30	
	故障診断技術 C			1	30						1	30		
	環境保全対策								1	10		1	10	
	環境保全対策									10		10		
	環境保全対策									10		10		
	自動車整備	整備作業機器、測定・検査機器	検査機器			1	38						1	38
		道路運送車両の保安基準	検査			1	30						1	30
		道路運送車両法及び施行規則	法規			1	30						1	30
整備作業機器、測定機器		法規			1	30						1	30	
検査法と検査機器		法規							1			6	6	
道路運送車両法		法規										12	12	
道路運送車両法		法規										6	6	
道路運送車両法		法規										12	12	
自動車概論		業界研究							2	60		2	60	
サービス・マネジメント		I D 研究					1	30				1	30	
学 科 小 計			12	348	12	368	11	330	4	120	39	1,166		
必 修 科 目 (実習)	工 作 作 業	手仕上げ工作	工作作業実習 ※1	1	26							1	26	
		機械加工応用測定実習 ※2					1	6				1	6	
		測定作業	測定作業実習 ※1	1	54								1	54
	自動車整備作業	エンジンの分解、点検、組立、調整、検査、整備、故障探検	エンジン実習 I	5	160								5	160
		エンジンの分解、点検、組立、調整、検査、整備、故障探検	エンジン実習 II	5	160								5	160
		シャシの分解、点検、組立、調整、検査、整備、故障探検	シャシ実習 I	5	160								5	160
		シャシの分解、点検、組立、調整、検査、整備、故障探検	シャシ実習 II	5	160		5	176					5	176
		電装の分解、点検、組立、調整、検査、整備、故障探検	電装実習 I	5	160								5	160
		電装の分解、点検、組立、調整、検査、整備、故障探検	電装実習 II	5	160		5	176					5	176
		自動車(四輪・二輪)の整備接客応酬話	総合実習 I	2	80								2	80
		自動車の新機構	総合実習 II	3	108								3	108
		エンジンの脱着と輸入車用エンジンの分解、組立、調整、検査	企業技術講習 I	2	60								2	60
		エンジンの脱着と輸入車用エンジンの分解、組立、調整、検査	企業技術講習 II					1	40				1	40
		シャシの点検、分解、組立、調整、検査	高度エンジン整備実習					4	144				4	144
		シャシの点検、分解、組立、調整、検査	高度シャシ整備実習					4	144				4	144
		電装の点検、分解、組立、調整、検査	応用電装品整備実習					4	144				4	144
	新技術に関する研究	ネオ・モビリティ研究 I					2	80				2	80	
	故障原因探究	高度故障探検実習 ※2					2	80				2	80	
	自動車検査作業	検査作業実習				2	64					2	64	
	自動車検査作業	自動車検査作業実習					1	30				1	30	
	後進への指導技術グローバル化への対応	指導員実習(テクニカルコミュニケーション)					2	60				2	60	
	校内技術コンクールに於けるチーム運営、指導	技術コンクール指導実習								1	32	1	32	
	体 験 実 習	自動車点検整備	実務体験実習 I							4	144	4	144	
		故障原因探究	実務体験実習 II							4	144	4	144	
	評 価 実 習	自動車点検整備	点検整備実習							4	120	4	120	
		エンジン故障原因探究	エンジン故障診断実習							4	120	4	120	
		シャシ故障原因探究	シャシ故障診断実習							4	120	4	120	
		電装品故障原因探究	電装品故障診断実習							4	120	4	120	
フロント業務、応酬話		サービス・マイスター実習							2	60	2	60		
新技術に関する探究		ネオ・モビリティ研究 II							2	80	2	80		
実 習 小 計			21	700	20	700	21	762	30	970	92	3,122		
一 般 教 養 科 目	キャリア基礎力分野	キャリアデザイン I	キャリアデザイン I	1	30							1	30	
		キャリアデザイン II	キャリアデザイン II					1	30			1	30	
		キャリアデザイン III	キャリアデザイン III							1	30	1	30	
	ビジネス基礎力分野	接客応酬話 I	接客応酬話 I			1	30						1	30
		損害保険募集	損害保険募集			1	30						1	30
		企業研究	企業研究	1	30								1	30
		企業研修	企業研修					1	30				1	30
		ビジネス能力	ビジネス能力					1	30				1	30
		ビジネスマネジメント	ビジネスマネジメント						1	30			1	30
		ビジネス文書力	ビジネス文書力					1	30				1	30
		基本 I T 技術	基本 I T 技術	1	30								1	30
		プレゼンテーション	プレゼンテーション	1	30								1	30
		論理的思考力	論理的思考力			1	30						1	30
		イベントプロデュース I	イベントプロデュース I	1	30	1	30						2	60
		イベントプロデュース II	イベントプロデュース II	1	30	1	30			1	30		2	60
		ボランティア活動 I	ボランティア活動 I	1	30	1	30						2	60
ボランティア活動 II	ボランティア活動 II							1	30		1	30		
必 修 ・ 選 択 科 目 小 計			6	180	8	240	4	120	3	90	21	630		
合 計			39	1,228	40	1,308	36	1,202	37	1,180	152	4,918		

※1 工作作業実習と測定作業実習は2教科の合計で2単位とする。

※2 機械加工応用測定実習と高度故障探検実習は2教科の合計で3単位とする。

卒業の要件:1・2年次の必修科目(国土交通省履修基準)65単位および、一般教養科目の必修3単位以上を含む、合計68単位以上の履修。

:3・4年次の必修科目(国土交通省履修基準)66単位および、一般教養科目の必修2単位を含む68単位以上に1・2年次の68単位を加えた合計136単位以上の履修。

但し、上記の単位を取得した場合であっても、別途国土交通省が定める必要時間数を履修していない場合は、実技試験の免除及び実務経験の短縮の措置が受けられない。

別表1

## 2023年度 国際自動車整備科 教育課程

	区分	教育内容	履修科目名	1年		2年		3年		合計		
				単位	時間	単位	時間	単位	時間	単位	時間	
国土交通省履修基準	必修科目(講義)	自動車工学	エンジン構造Ⅰ	1	30					1	30	
			エンジン構造Ⅱ			1	30			1	30	
			シャシ構造Ⅰ	1	30					1	30	
			シャシ構造Ⅱ			1	30			1	30	
			電気、電子理論	1	30					1	30	
			電気工学Ⅰ			1	30			1	30	
			電気工学Ⅱ					1	30		30	
			基礎自動車工学Ⅰ	1	30					1	30	
		基礎自動車工学Ⅱ			1	30			1	30		
		自動車工学							2	70	2	70
		オートメーション基礎	1	30						1	30	
		材料、図面	1	30						1	30	
		燃料・潤滑剤	1	30						1	30	
		自動車整備	エンジンの点検、整備	エンジン整備Ⅰ			1	30			1	30
	エンジン整備Ⅱ							1	30	1	30	
	シャシの点検、整備		シャシ整備Ⅰ			1	30			1	30	
			シャシ整備Ⅱ					1	30	1	30	
	電装の点検、整備		電装整備Ⅰ			1	30			1	30	
			電装整備Ⅱ							1	30	
	自動車の故障探究	故障探究					1	30	1	30		
	機器の構造・取扱い	整備作業機器 測定機器、検査機器	検査機器					1	38	1	38	
	自動車検査	道路運送車両の保安基準	検査法					1	30	1	30	
	自動車の整備に関する法規	道路運送車両法 道路運送車両法施行規則	法規					1	30	1	30	
必修科目(講義)小計				7	210	7	210	9	288	23	708	
必修科目(実習)	工作作業	手仕上げ工作 機械工作	工作作業実習※	1	26					1	26	
	測定作業	基本計測	測定作業実習※	1	54					1	54	
	自動車整備作業	エンジンの分解、点検、組立 調整、検査、整備、故障探究	エンジン実習Ⅰ	2	64					2	64	
			エンジン実習Ⅱ			4	128			4	128	
			エンジン実習Ⅲ					4	128	4	128	
		シャシの分解、点検、組立 調整、検査、整備、故障探究	シャシ実習Ⅰ	2	64					2	64	
			シャシ実習Ⅱ			4	128			4	128	
			シャシ実習Ⅲ					4	128	4	128	
		電装の分解、点検、組立 調整、検査、整備、故障探究	電装実習Ⅰ	2	64					2	64	
			電装実習Ⅱ			4	128			4	128	
			電装実習Ⅲ					4	128	4	128	
		自動車(四輪・二輪)の整備 接客応酬話	総合実習Ⅰ	6	240					6	240	
	総合実習Ⅱ				4	128			4	128		
	総合実習Ⅲ						2	64	2	64		
自動車の新機構	自動車の新機構	企業技術講習Ⅰ			2	60			2	60		
自動車検査作業	自動車の定期点検整備 自動車の完成検査作業	検査作業実習					2	64	2	64		
必修科目(実習)小計				14	512	18	572	16	512	48	1,596	
一般教養科目	必修	キャリア基礎力分野	日本語Ⅰ	4	120					4	120	
			日本語Ⅱ			2	60			2	60	
			日本語能力3級	1	30					1	30	
			日本語能力2級			1	30			1	30	
			日本語能力1級					1	30	1	30	
			キャリアデザインⅠ	1	30					1	30	
			キャリアデザインⅡ			1	30			1	30	
			キャリアデザインⅢ					1	30	1	30	
	選択科目	ビジネス基礎力分野	損害保険募集人			1	30			1	30	
			企業研究	1	30					1	30	
			企業研修					1	30	1	30	
			ビジネス能力					1	30	1	30	
			ビジネス文書力					1	30	1	30	
			基本IT技術	1	30					1	30	
			プレゼンテーション	1	30					1	30	
論理的思考力					1	30	1	30				
イベントプロデュースⅠ	1	30	1	30			2	60				
ボランティア活動Ⅰ	1	30	1	30			2	60				
必修・選択科目小計				11	330	7	210	6	180	24	720	
合計				32	1,052	32	992	31	980	95	3,024	

※ 工作作業実習と測定作業実習は2教科の合計で2単位とする。

卒業の要件: 必修科目(国土交通省履修基準)71単位および、一般教養科目の必修8単位以上を含む合計79単位以上の履修。

但し、上記の単位を取得した場合であっても、別途国土交通省が定める必要時間数を履修していない場合は、

実技試験の免除及び実務経験の短縮の措置が受けられない。

別表1

## 国際ITビジネス科 教育課程

区 分		科 目 名	単位数	時間数
I T 科 目 (理論・実習)	必須	I T リ テ ラ シ ー 基 礎	2	60
		I T リ テ ラ シ ー 応 用	2	60
		I T 実 務 基 礎	2	60
		I T 実 務 応 用	2	60
	小 計		8	240
ビ ジ ネ ス 科 目	必須	上 級 文 法 I	2	60
		上 級 文 法 II	2	60
		上 級 読 解 I	2	60
		上 級 読 解 II	2	60
		上 級 聴 解 I	1	30
		上 級 聴 解 II	1	30
		ビ ジ ネ ス 日 本 語 運 用 I	1	30
		ビ ジ ネ ス 日 本 語 運 用 II	1	30
		上 級 語 彙 I	2	60
		上 級 語 彙 II	2	60
		上 級 漢 字 I	2	60
		上 級 漢 字 II	2	60
	小 計		20	600
一 般 教 養 科 目	必須	ビ ジ ネ ス マ ナ ー	1	30
		コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 技 法	1	30
	小 計		2	60
合 計			30	900

※卒業の要件：必修科目 30単位(900)の履修

別表 2

1、年間授業料、入学金及び入学選考料等

(単位：円)

課程名	学科名 (昼夜別)	入学 選考料	入学金	授業料	施設 維持費	教材費
工 業 専門課程	自動車整備科 (昼)	20,000	150,000	880,000	210,000	-
	一級自動車整備科 (昼)	20,000	150,000	880,000	210,000	-
	国際自動車整備科 (昼)	20,000	150,000	580,000	140,000	120,000
	国際 I T ビジネス科 (昼)	20,000	150,000	580,000	140,000	100,000

2、在籍継続 (卒業延期) の場合の学費

年度当初に修業年限を満たしている者で、履修不足により卒業延期になった場合は次の学費を納めるものとする。

(1) 卒業に要する残余単位数が 1 2 単位以下の者 (単位：円)

費 目	費 用
在籍料 (半期)	30,000
在籍料 (通期)	60,000
再履修料 (1 単位につき)	38,000
施設維持費 (1 2 単位以内)	105,000
教材費	実費

(2) 卒業に要する残余単位数が 1 3 単位以上の者 (単位：円)

費 目	費 用
在籍料 (半期)	30,000
在籍料 (通期)	60,000
再履修料 (1 3 単位以上)	570,000
施設維持費 (1 3 単位以上)	210,000
教材費	実費

但し、第17条に該当しない場合は上記 (1) 及び (2) に準ずる。

卒業証書

割印

第 号

氏 名

年 月

日生

校 印

右の者は本校において 専門課程 科 年制の所定の  
課程を修めたので卒業証書を授与する  
文部科学大臣告示（平成〇〇年第〇〇号により 専門士専門  
課程）と称することを認める

年 月 日

（専）Y I C 京都工科大学校長

○ ○ ○ ○

印

卒業証書

割印

第 号

校印

氏名

年 月 日生

右の者は本校  
科所定の課程を修  
めたので卒業証書を授与し  
文部科学大臣告示  
により職業実践専門課程  
（工業専門  
課程）と称することを認める

年 月 日

（専）Y I C 京都工科大学校長

○ ○ ○ ○

印

修了証書

割印

第 号

校印

氏名

年 月 日生

右の者は本校において工業専門課程一級自動車整備科二年間の  
所定の課程を修めたので修了証書を授与する

年 月 日

（専） Y I C 京都工科自動車大学校長 ○ ○ ○ ○ 印



卒業証書		校印
		割印
第 号		氏 名
年 月 日		年 月 日生
右の者は本校において 専門課程 科 年制の所定の		
課程を修めたので卒業証書を授与する		
年 月 日		
〈専〉 Y I C 京都工科大学校長 ○ ○ ○ ○		
		印

割印

第専〇〇〇〇号

# 卒業証書

校印

氏名

年 月 日生

上記の者は本校において〇〇専門課程 科 年制の  
課程を修めたので卒業証書を授与し文部科学大臣告示（年  
号）により専門士（工業専門課程）と称することを認める

年 月 日

〈専〉 YIC 京都工科自動車大学校

校長 〇 〇 〇 〇 印